

青丘学院つくば中学校・高等学校

危機管理マニュアル（再改訂版）

《 目 次 》

1 学校における危機管理の考え方	2
2 事故対処の基本	4
3 学校管理下における事故の措置	5
4 日本スポーツ振興センターの申請	7
5 宿泊を伴う学習および校外学習等の学習における緊急時	8
6 生徒の交通事故	9
7 いじめの早期発見	10
8 体罰（暴力）事件発生	11
9 食中毒発生	12
10 校舎内不審者立ち入りの対応（3段階チェック）	13
11 生徒間暴力・対人暴力	14
12 対教師暴力	15
13 器物損壊	16
14 登下校時（通学生）の緊急事態(不審者事案)	17
15 事件・事故発生時の報道機関への対応	18
16 教職員不祥事防止のために	19
17 けがや病気の応急手当の例	21
18 情報機器におけるいじめ・誹謗中傷等の対応	24
19 アレルギー症状への緊急時の対応	25
20 改訂追補 熱中症をふせぐために	26
【様式1】事故報告書（救急時記録表）	29
「体罰の根絶に向けて」セルフチェックシート	30

1 学校における危機管理の考え方

○ 学校の危機管理とは

- **事前の危機管理**(事故等の発生を予防する観点から、体制整備や点検、避難訓練について)
- **個別の危機管理**(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)
- **事後の危機管理**(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から、引渡しや心のケア、調査、報告について)

※「学校危機管理マニュアル作成の手引」より

■ 学校に関わる事故等の発生

○ 生徒に関すること

- ① 学校管理下における事故等 ・ 暴力・いじめ、体育や運動部活動での事故・頭頸部外傷、熱中症・食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等
- ② 犯罪被害 ・ 不審者侵入・性的被害・誘拐等生徒の安全を脅かす犯罪被害
- ③ 交通事故 ・ 登下校・校外活動中の交通事故
- ④ 災害 ・ 地震・風水害・竜巻など (※防災マニュアル)
- ⑤ その他の危険 ・ 家出、学校への犯罪予告、弾道ミサイルの発射等

○ 教職員に関すること → 体罰・人権侵害・交通事故・違反・個人情報流出等の信用失墜行為

○ 施設・設備に関すること → 施設の破損による事故

○ 保護者・地域とのトラブル

■ 事故発生の原因

意識の低さ・認識の甘さ・不用意な言動・予測できない行動・自然災害・安全点検の不備・人間関係の希薄化等

■ 指摘される問題点

- ・ 教職員の危機意識が低いこと。学校社会の閉鎖性。危機に対応する組織力が脆弱なこと。
- ・ 生徒の生命の安全、人権尊重こそが最優先であるという認識が甘いこと。

危機管理の立場から、学校経営管理全般の見直し・改善を図る

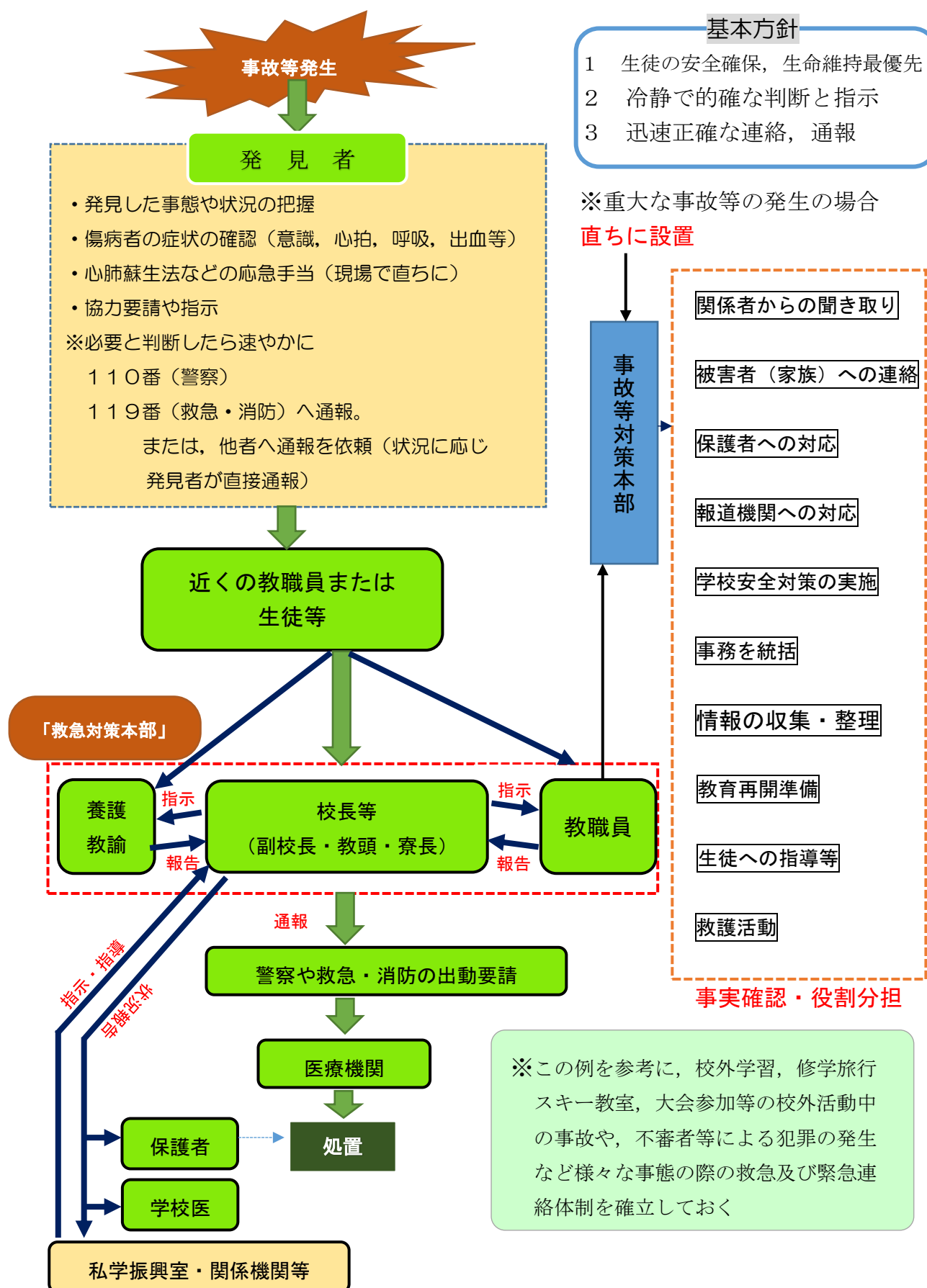
《危機管理具体化のための展開プラン》

		事前		発生時	事後
危機管理の4段階		1 危険の発生と発見 (危機の予知・予測)	2 危機の回避 (危機の防止・抑止)	3 危機への対応 (危機への最小限防止)	4 危機からの回復 (危機の修復・防止)
危機への対応		学校(含学生寮)で起こる各種の危機的問題を防ぐために予知・予測をする。情報連絡システムの確立。	危機を防止し、回避することのできる事前の準備を日頃から考え、用意しておく。	危機発生に際して、どのように対処し、被害を最小限にしているかを考える。	危機からの回避のための善後策を考える。再び同種の危機が起こらぬよう、再発の防止の策を講じておく。
予想される内容					
生徒に関して	授業中 学校行事 休み時間 放課後 部活動 休業中 登下校(通学生) 学校生活全般	・すべての教育活動における起こりうる危機の洗い出し 生徒の安全・安心	・教職員の危機意識の高揚と安全管理、安全指導の充実 ・起こりうる危機を予測した計画の立案と事前指導の徹底 ・保護者との連携	・的確な情報の収集 ○事故発生の事実と経過 ○事故者と事故の程度 ○これまでの措置 ・緊急時の指導体制を確立し、実践する	・事故に遭遇した生徒の心身のケア PTSDへの支援体制の確立(保護者・SC・地域の関係機関との連携)
	教職員に関して	・体罰容認の姿勢 日頃の言動 性格個性の把握 ・教育観、指導観 価値観の把握 ・心身の健康状態の見極め ・予兆・兆候の把握	・教職員の人権意識の高揚 ・人権や服務に関する研修の実践 ・個性や価値観の違いに応じた指導の実践 ・ゆとりある教育活動 ・対話できる雰囲気 の確立	①的確な判断 ②迅速な処理 ③誠実な対応 ④詳細な記録 ⑤窓口の一本化 関係者との連携 関係機関との連携 行政機関への報告	
	施設	・老朽危険箇所の把握 ・安全管理の現状把握	・安全点検 ・管理の充実 ・修理・修復の迅速化		回復・修復への努力
	その他	・家庭、地域、関係者との連携 ・その他の起こりうる災害やトラブル等の予測をする	・シュミレーション訓練の実施 ・情報の収集と活用		・当事者との関係修復 ・学校への信頼回復の努力 ・協力者へのお礼 ・調査の実施 ・情報の整理(整合・報告・周知説明・開示範囲の決定) ・原因調査・検証 ・再発防止策の策定と実施

■留意点

- ① 各分掌教科で、危機管理の視点から年間計画作成時から予測できる危機を洗い出す。
- ② 想定を越える危機が起きる場合もあるので、弾力的な運用ができるように努める。
- ③ 日ごろから指導・点検が重要であることを意識し、実践する。
- ④ 専門家、専門機関との連携で指導・点検・研修等を実施する。
- ⑤ 指導・点検が形骸化しないよう生徒の視点を加えるなど、つねに工夫・改善を図る。

2 事故対処の基本 ※「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照



学校としての対応《組織的対応》

- ① 教師の役割分担（本部、外部対応、情報処理、指導、記録等）
- ② 被害者救済と加害者の処置
- ③ 一般生徒への指導（安全確保と動揺の防止）
- ④ 情報の収集と整理・記録、並びに管理、分析
- ⑤ 教職員への情報提供と対策の協議
- ⑥ 保護者への対応（関係者及び一般）
- ⑦ 地域・関係機関等への対応
- ⑧ マスコミへの対応
- ⑨ 以後の日程の決定及び情報提供

■ 私学振興室ほか関係機関等に報告を必要と考えられる学校事故例

- 1 生徒の身体、生命の危機に関わるもの。（例；家出、行方不明、性的被害、傷害、自殺等）
- 2 事故の内容が入院治療を必要とするもの。（例；交通事故、部活動中の事故、実験中の事故等）
- 3 当事者間で、将来損害賠償等の問題発生が予想されるもの。（例；加害行為による傷害等）
- 4 他校、他地区生徒と関連があるもの。（例；SNSによる誹謗・中傷、生徒間抗争、喧嘩）
- 5 警察官の補導等他の機関と関連があるもの。（例；万引き、飲酒、喫煙、薬物乱用）
- 6 新聞、テレビ等報道機関による報道が予想されるもの。
- 7 学校又は法人の管理責任等の問われる虞れのあるもの。
- 8 その他校長が必要と認めたもの。

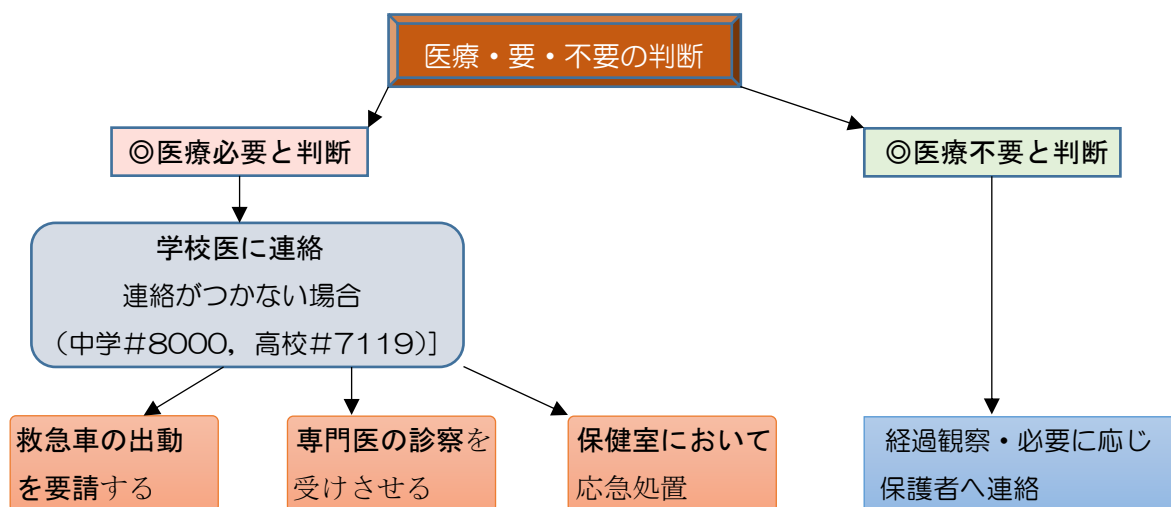
3 学校管理下における事故の措置

学校管理下の範囲

- 1 学校が編成した教育課程に基づく授業、学校行事に参加している時。
- 2 学校の教育計画に基づいて行われる課外授業を受けている時。
- 3 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づいて学校にいる時。
- 4 通常の経路、方法により通学（登・下校）している時。（**通学生**）

(1) 事故発生時の処理

その場にいる者が、医療の要・不要の判断をする。(最終判断は管理職と養護教諭)



頭部の怪我の場合は必ず受診させる。

※いずれの場合も家庭に連絡し、医療機関に移送する
(寮生の場合は保護者に連絡の後、教職員が付き添う)

緊急を要する場合

- ◎ 校長等と相談して救急車の出動を要請する。
- ◎ 家庭に連絡をした後、関係機関等へも状況報告を行う。
- ◎ 医療機関の選択は保護者の意向に従うことを原則とし、連絡が取れない場合は「保健調査票」を参考にする。それでも判断がつかない場合は、校長と相談する。

※保健室に生徒（保護者）から提出されている「保健調査票」を参考にする。

- ・ 保護者の勤務先
- ・ かかりつけの医師、病院
- ・ 緊急連絡先
- ・ 特異体質
- ・ 血液型 等

緊急を要しない場合

- ◎ 応急処置をした後、家庭に連絡をし、寮生は教職員が医療機関への移送し、通学生は状況に応じて保護者に移送を委ねる。
- ◎ 応急処置をした後、様子を見る。放課後又は症状が悪化したら、専門医の診察を受けさせる。(通学生は受診するよう保護者に連絡する)

(2) 事故報告

- (1) 事故発生時に指導していた初期対応者または担任、部活動の顧問等が必ず校長（教頭）、養護教諭に報告する。
- (2) 事故報告は、発生時に口頭で、後に所定の事故報告書（【様式1】）に、初期対応者または担任（部活動時は顧問）が記入し報告する。
（※軽微な怪我等医師の診断を必要としないものについては報告を必要としない。）
- (3) 医療機関で治療を受けた場合は、受診後の様子を校長（教頭）に初期対応者または担任、部活動顧問、養護教諭等が報告する。
- (4) 事故を単なる偶発的なものとせず、安全指導につなげる。

4 日本スポーツ振興センターの申請（※事務が行う）

給付の基準・支給額

- ◎ 学校管理下における事故・疾病・廃疾・死亡に対して支給される。
- ◎ 療養に要した額が、5,000円以上（窓口支払いが1,500円以上）の場合に支給される。
- ※ 1,500円未満の場合で寮生および石岡市に在住の生徒の場合は医療福祉支給制度を利用する（他の市町村等に住民票がある場合は、地域によって呼称が異なる「子ども医療費」）ので注意する）
- ◎ 給付額は、療養費の10分の4支給である。

1 申請の手順 ・事故 → 医療機関に移送 → 事故報告 → 申請 ・申請は事務がまとめて行う。

2 生徒への指導

- ・ 事故・怪我の場合や医療機関にかかった場合は、必ず担任に申し出るように指導する。
- ・ 給付金の支給は、申請してから約2～3か月後になる。それまでは自己。
- ・ 1,500円未満の場合は、子ども医療費を利用する。

3 教職員への周知事項

- ・ 生徒から事故報告があった場合は、必ず校長（教頭）、養護教諭に報告。
- ・ 担任は、事故報告書を速やかに作成し、養護教諭に提出する。

5 宿泊を伴う学習および校外学習等の学習における緊急時

1 交通事故・怪我

2 病気・食中毒の発生

- ・ 事故（食中毒）の程度により行事の続行については校長の判断に委ねる。
- ・ けが人（入院を必要とする生徒）が出た場合は引率代表者が病院に出向き、管理職が到着するまでその場にとどまる。また、校長の指示を受けつつ旅行のその他の進行を指揮する。

3 火災の発生

4 地震の発生

- ・ 概ね 1， 2 の対処法に準ずるが、火災、地震の程度によりその対応が異なる。
- 地震については学校防災マニュアル参照

5 旅行時の重大事故（生徒、職員）

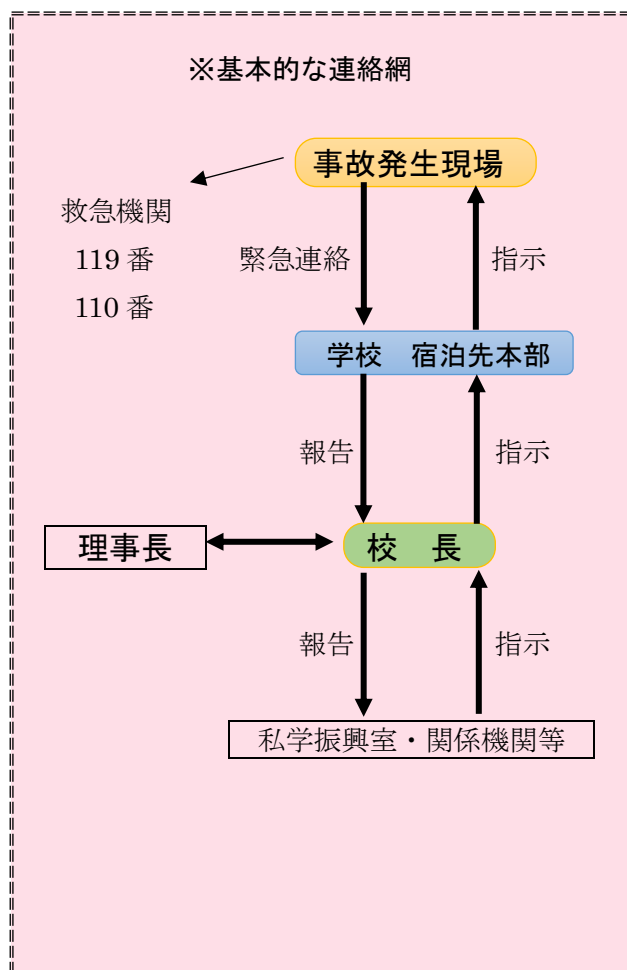
- ・ 事故の内容により対処の仕方が異なるが、基本的にすべてのことに関して校長から指示を受ける。
- ・ 病院または、警察等に管理職等が出向かなければならない場合は、校長からの指示を受け旅行代表者が出向く。
- ・ 家庭への連絡は原則として、担任から学校からの連絡網を利用して行う。

6 その他（盗難、紛失等）

- ・ 臨機応変に対応することを基本とする。

7 新型コロナ感染症陽性の疑いのある生徒が出た場合

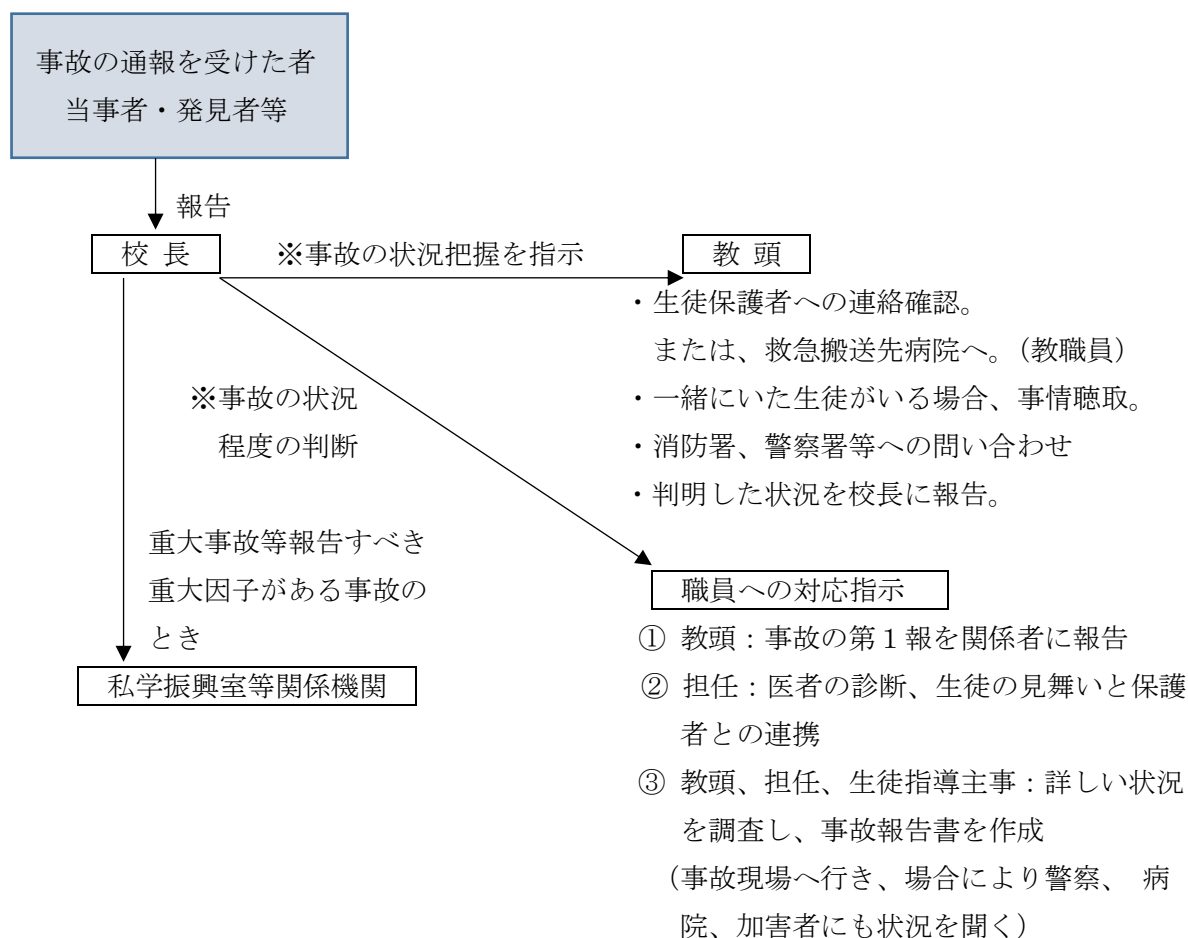
- ・ 日本国内の場合（海外の場合には現地旅行社に支援を要請し、必要に応じ日本大使館に連絡する。）
 - ①現地の保健所に連絡し指示を受ける。必要に応じ土浦保健所にも連絡（029-821-5342）する。
 - ②学校ならびに学校医に状況を報告するとともに当該生徒の保護者にも状況を連絡する。
 - ③宿泊施設では隔離部屋の設置を要請し、他の生徒についても可能な限り個室対応を要請する。日帰りの場合は当該生徒が他の生徒と以後接触しない環境を早期に確立する。
 - ④現地の隔離施設に入所することになった等、陽性者が確実になった場合には、その場で学習を中止し、以後は保健所の指示に従って対応する。



6 生徒の交通事故

- ① 本校の特性から通学生が事故に遭遇した場合は基本的に保護者に対応を委ねる。
保護者運転による登下校の際の事故については保護者からの報告を受け、怪我等の状況に応じて対応を協議する。(保険会社等との仲介には基本的に入らない。)
- ② ①以外学校の管理下で生じた事故については以下の通り対応する。

(1) 事故への対処手順

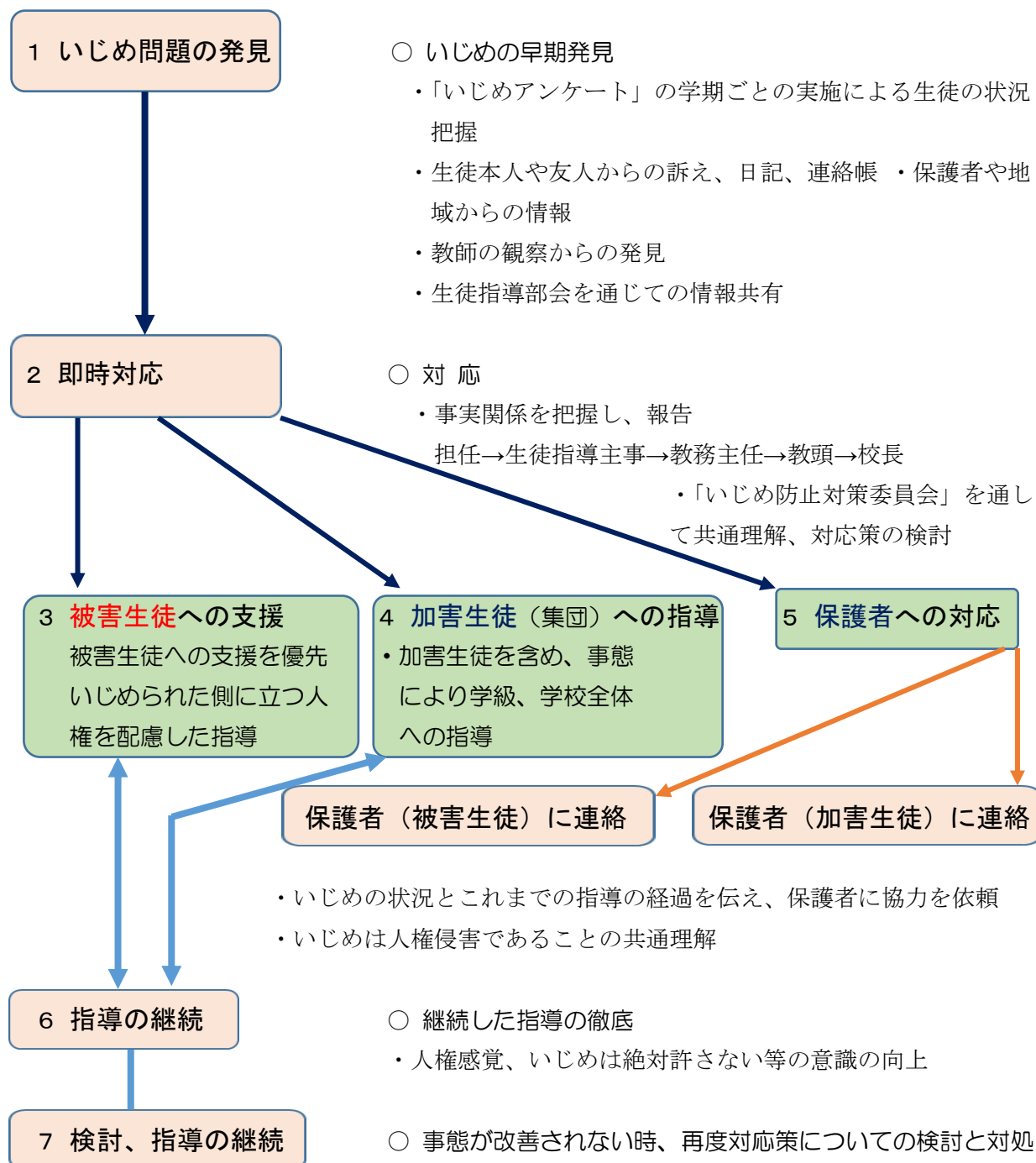


(2) 事故後の措置

- ① 当事者に対して (校長、教頭、担任)
 - ・生徒の見舞い ・長期にわたる場合は、学習、生活への配慮
 - ・示談等の進捗状況の把握
- ② 事故発生防止策の策定と交通安全教育の徹底 (交通指導担当職員、全職員)
 - ・事故状況の把握と原因究明、対応策検討、共通理解
 - ・全校集会による指導、学級指導 ・保護者との連携 (協力依頼)
- ③ 関係者に対して (校長、教頭)
 - ・協力御礼
 - ・再発防止への取り組み報告
- ④ 私学振興室等への報告と相談 (校長、教頭) ・正確、詳細な報告・再発防止への取り組み

7 いじめの早期発見

いじめの問題の基本的考え方としては「青丘学院つくば中学校・高等学校いじめ防止基本方針（2017年4月改定）」「青丘学院つくば中学校・高等学校「いじめ」対策ガイドライン」に則り、青丘学院つくば中学校・高等学校 いじめ防止対策委員会設置要綱に基づき定められた委員会の運営により、予防・防止に努めているところであるが、本マニュアルにおいてこれらに基づき以下のように指導手順を設定する。



8 体罰（暴力）事件発生

平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」に基づき、標記については以下の通り、共通理解を図り指導に当たる。

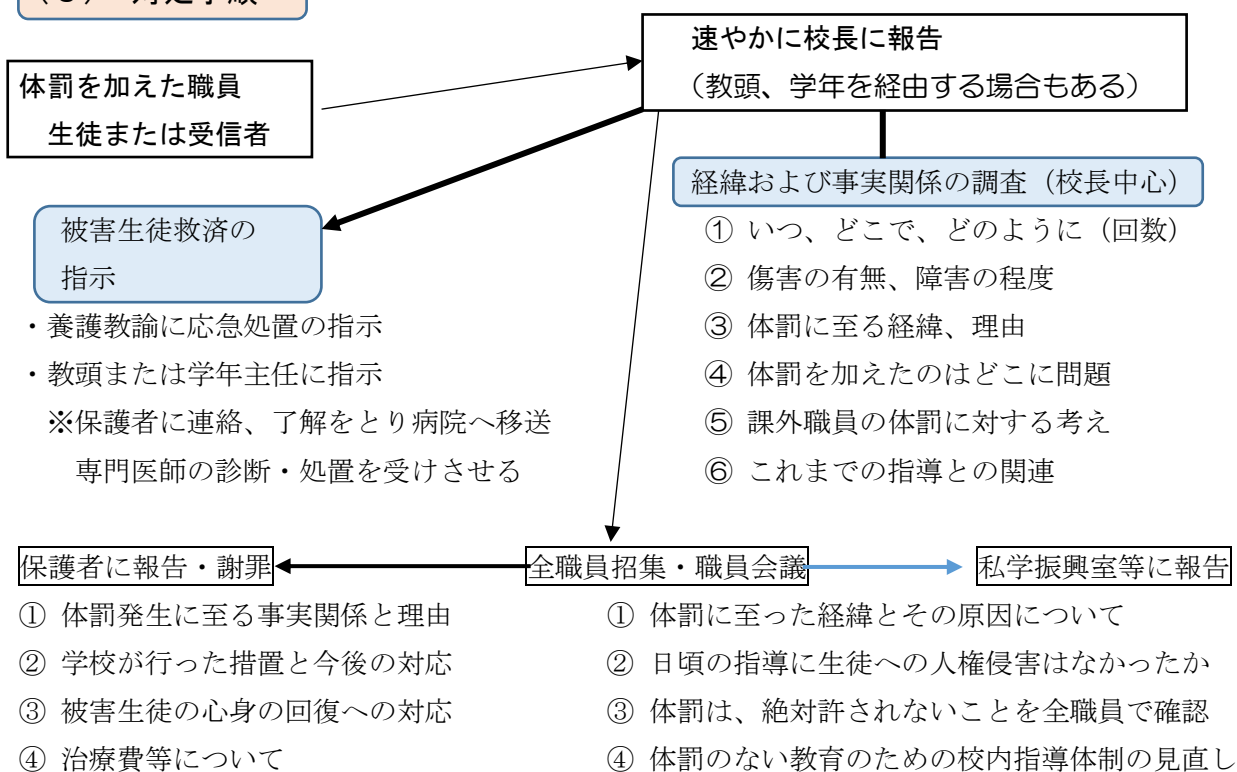
（１） 体罰（暴力）に関する共通理解事項

- ① 体罰（暴力）のない学校の実現を図る。
- ② 体罰（暴力）は、いかなる事情があっても法（学校教育法 11 条）のもとに、加えることはできない。
- ③ 体罰（暴力）は生徒の人権を侵害するとともに、教師と生徒の信頼関係および学校教育に対する保護者の信頼を損なう行為であり許されない。

（２） 対処に関する基本方針

- ① 被害生徒の救済を第一とし、責任を持って迅速に対応する。傷害が予想される場合には、必ず専門医師の診断、処置を受けさせる。
- ② 体罰発生の実態およびその原因については、十分な調査を行うとともに、状況に応じて保護者側からも事情を聞き明確にする。全校教職員でどこに問題があったのか協議し、二度と体罰が発生しないようにする。
- ③ 被害生徒の心身の回復および保護者への理解・援助については、終始誠意を持って対応し、信頼を回復する。

（３） 対処手順

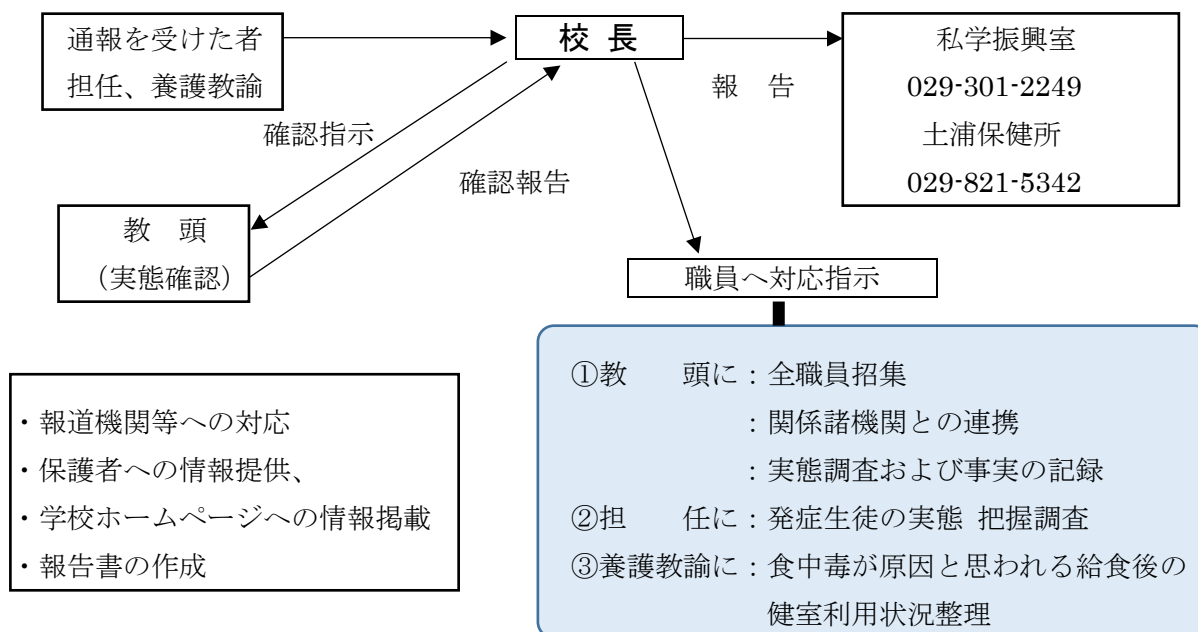


体罰に至った経緯とその原因については保護者の求めに応じ、保護者の言い分を十分に聞く

9 食中毒発生

本校において給食は実施していないが、学生寮において寮食の提供があることから不測の事態に備える意味で食中毒発生時の対応を次のように定める。

(1) 事故への対処手順



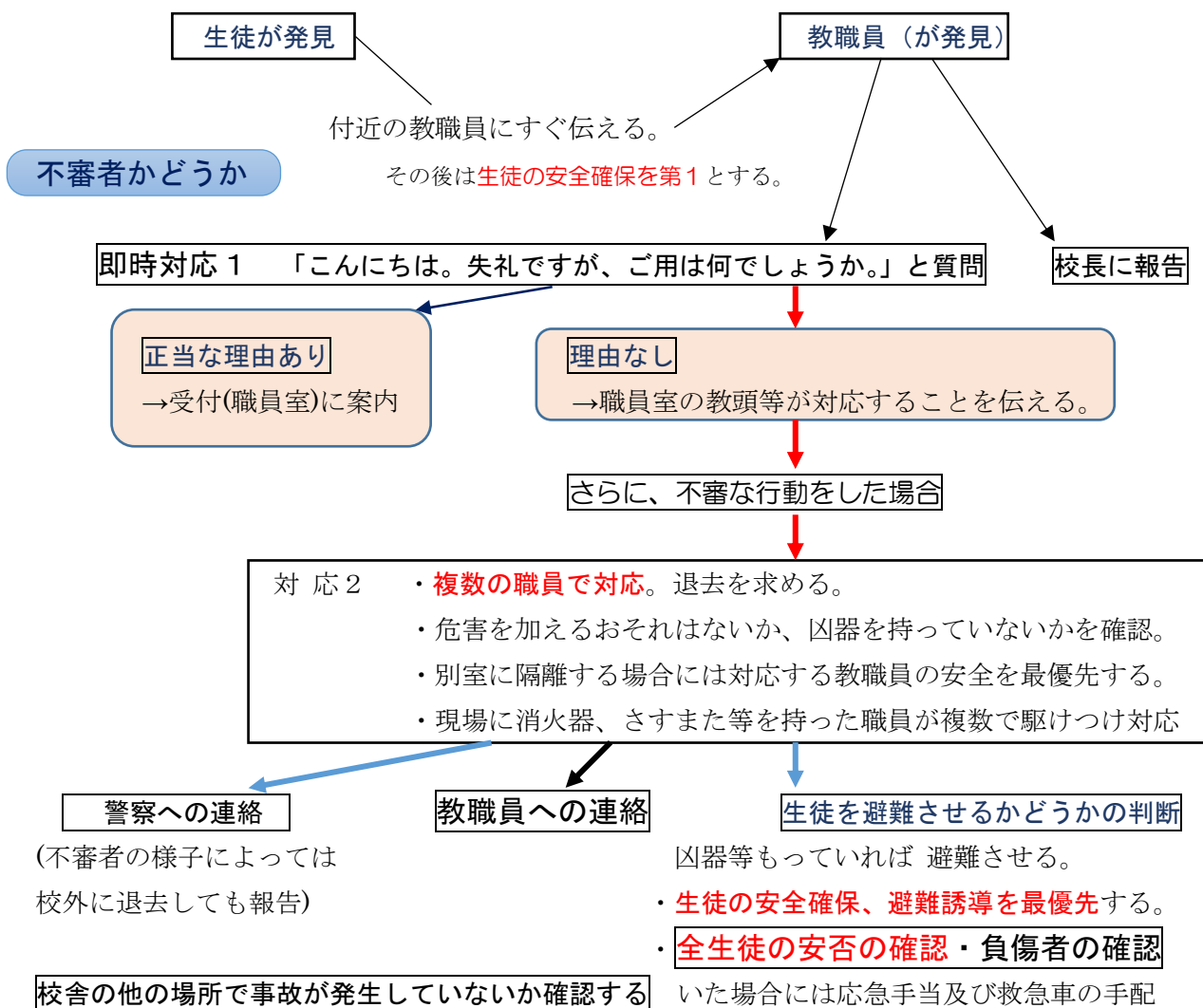
(2) 事故後の措置

- ①発症生徒の回復状況の把握と保健所の食中毒終焉宣言
- ②関係機関の指導のもと、再発防止策の策定と実施
- ③信頼回復への努力（保護者に対する文書でのお詫び、協力への御礼、再発 防止策の報告と学校ホームページへの掲載）

10 校舎内不審者立ち入りの（３段階チェック）対応

- A 段階** **校門** 校門は防犯カメラにより 24 時間監視する。夜間においては学生寮の警備会社に防犯カメラによる監視を引き継ぐ。
- B 段階** **校門から受付まで** 日中の来校者は事務室の受付に立ち寄り、氏名、用件等必要事項を記録簿に記入した後、「来校者」の名札を着用しての立ち入りを認める。
- C 段階** **受付から校舎まで** 日中においては本館の職員室前を通り（来校者を職員室でも確認）目的箇所へ向かうよう案内する。夜間においては校舎は施錠する。

上記３段階のチェックを経てもなお、
不審者の疑いのある者の立ち入りが認められたとき↓

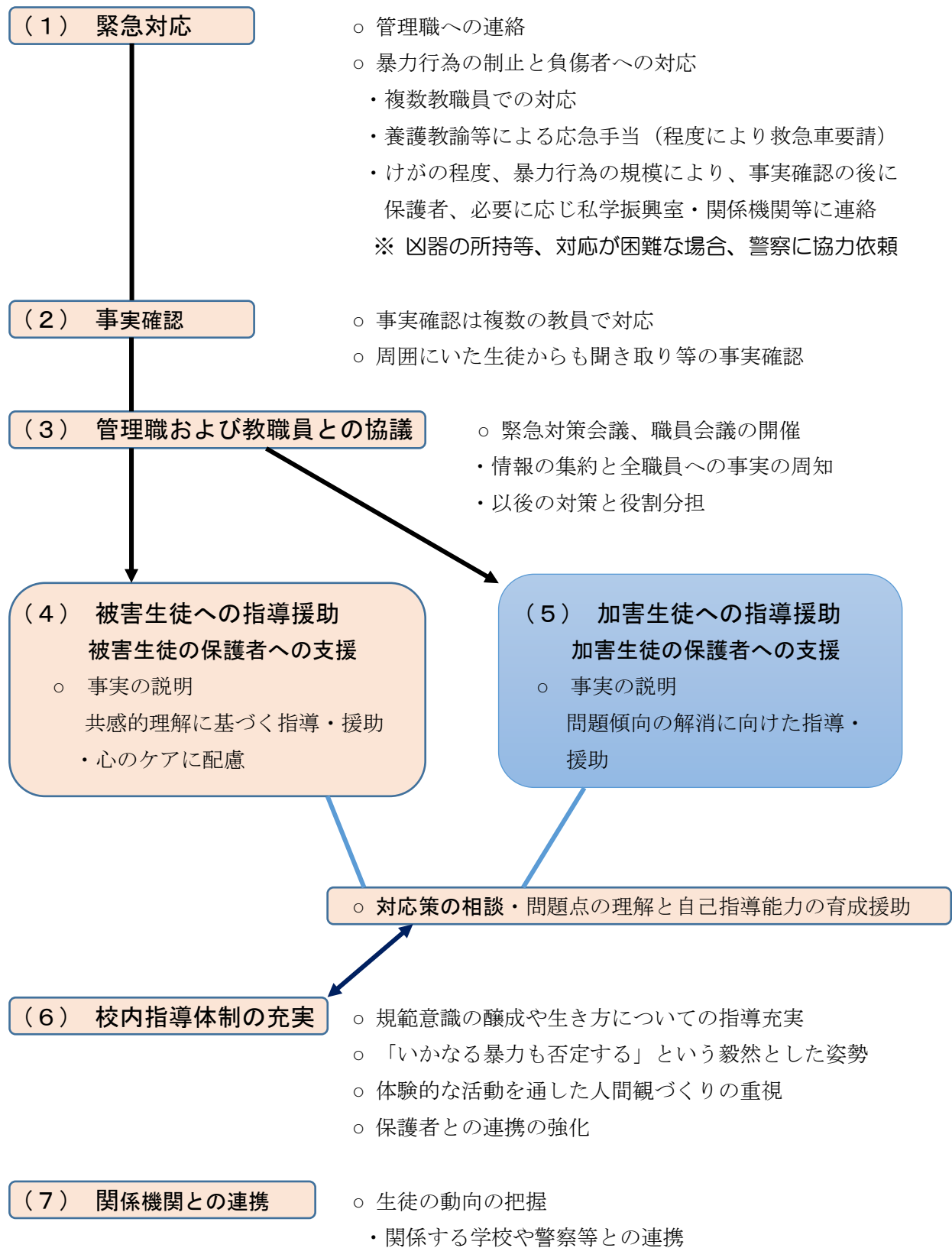


報 告 私立学振興室等関係機関および全教職員に事態を報告し、共通理解を図る。

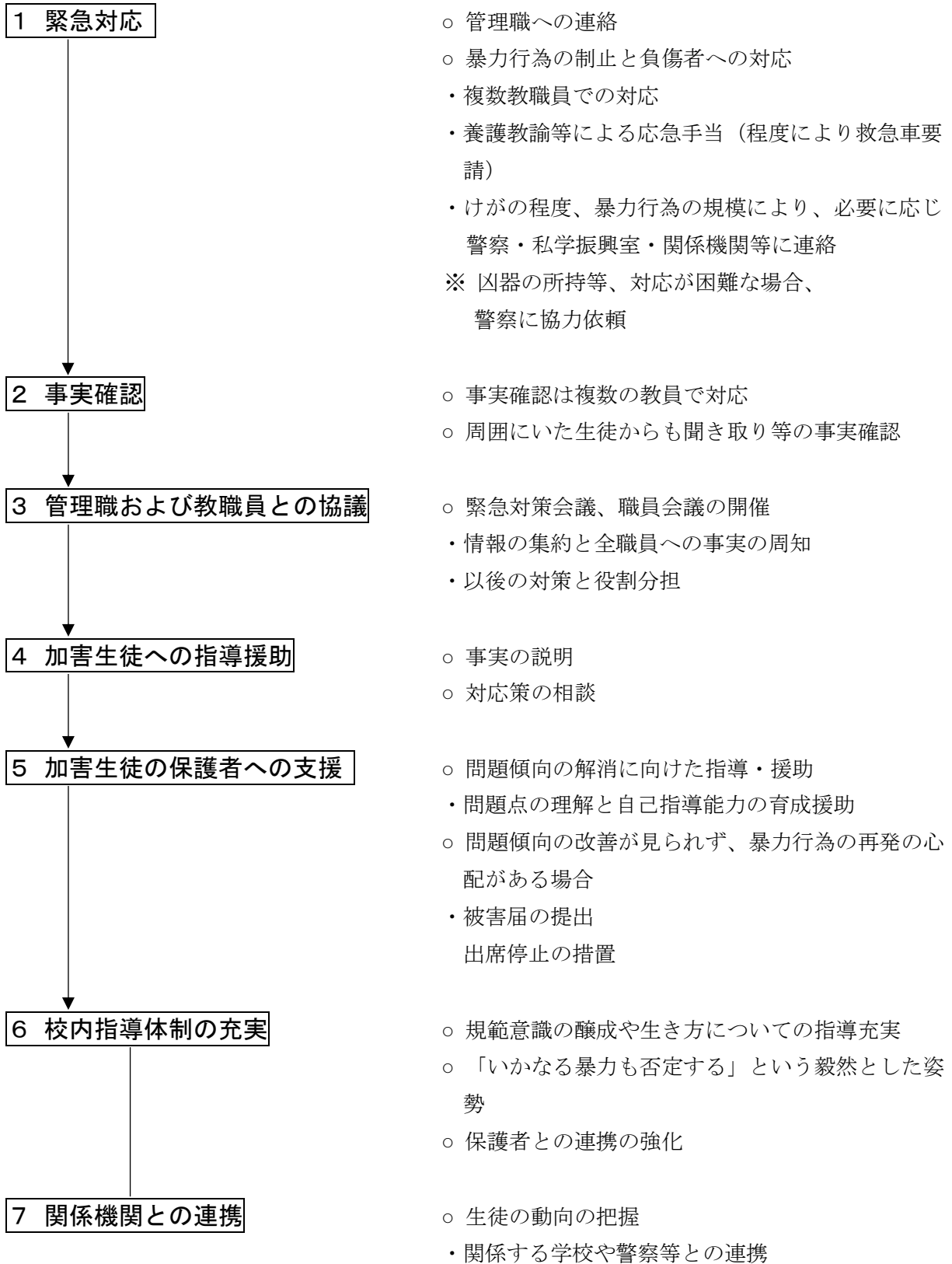
- ・生徒への指導の徹底（生徒が被害にあった場合は心理面を考慮する。）

事後の対応 対策本部の設置 情報の収集 保護者への説明(方法の検討) 報告書の作成
生徒の心のケア対策 **教育再開の準備** ※ 必要に応じてHP等に掲載する。

11 生徒間暴力・対人暴力



12 対教師暴力



※ 日頃から生徒教師間の良好な人間関係の構築を意識し教育活動を行うことが望ましい。

参考 平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」(職員共有フォルダ)

13 器物損壊

(1) 発見時の対応

発見者または当事者が管理職へ報告連絡

- 写真等を用いた記録
- 損壊の程度によっては、警察等関係機関に連絡
- 応急処置(事務)

(2) 管理職および教職員との協議

- 緊急対策会議、職員会議の開催
- 破損箇所の修理の検討

(3) 全生徒への指導

- 器物損壊の事実と問題点の周知
- 再発防止

(4) 保護者への協力依頼

- 損壊の程度が甚だしい場合
- ・ 事実と問題点を保護者に周知

(5-1) 加害生徒が明らかになった場合

- 加害生徒に対して
- ・ 立ち直りのための継続的な指導・援助
- 保護者に対して
- ・ 学校の指導や援助の在り方の説明
- ・ 事実の説明は写真等具体的な資料を用意
- ・ 生徒の立ち直りに向けた学校の指導方針への理解
- ・ 弁償責任についての理解
- ・ 関係した保護者全員に公平に対応
- (状況に応じて) 出席停止の検討

(5-2) 加害者が部外者であることが明らかになった場合

警察等関係機関等に連絡し問題の解決を図る。

14 登下校時（通学生）緊急事態（不審者事案）

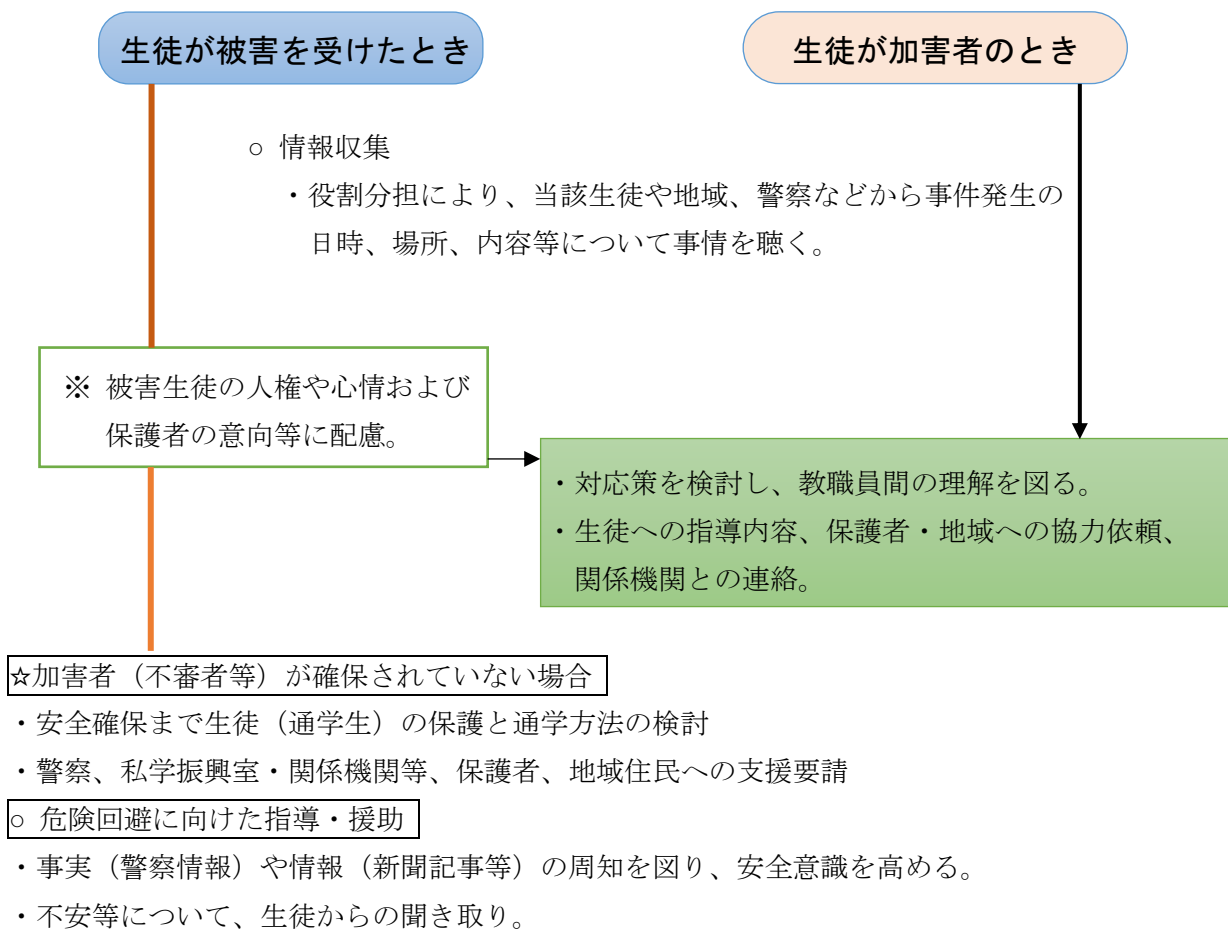
（１）第１報への対応

- 緊急対応が必要かどうかを判断する。

必要な場合

- ・ 現場に職員が急行し、情報収集と整理にあたる。
- ・ 必要があれば警察・消防等へ連絡。
- ・ 負傷者がいる場合には保護者への連絡。
- ・ 状況により私学振興室・関係機関等に報告。

（２）生徒への指導



（３）関係機関との連携

- 警察との連携
 - ・ 石岡警察署管内学校警察連絡協議会での情報交換

※ 学校の対応状況については、適宜、学校ホームページ等に情報掲載するとともに、メール等により保護者に伝達する。その他、長期休業前に生徒指導部より出される「夏休み（冬休み）の過ごし方」等を使い、危機管理に対する意識を高める。

15 事件・事故発生時の報道機関への対応

(1) 報道機関への対応の基本姿勢

○基本的な考え方

- ・ 個人情報や人権に配慮するとともに、守秘義務にも留意しながら正確な情報と事実を公開する。
- ・ 学校の対応状況や方針を説明するなど、真摯な態度で対応する。
- ・ すべての報道機関に公平に情報等を提供する。

※ 対応の際は私学振興室・関係機関等との連携を図る。

(2) 学校全体での役割分担

全体指揮と判断は、私学振興室・関係機関等、保護者の連携のもとに校長が行う。

対 象	校長 (副校長)	教頭	教務主任	生徒指導部長	クラス担任
私学振興室	◎	○	○		
当該生徒				○	◎
当該家庭	◎				◎
全校生徒				◎	
全校保護者		○	◎	○	
地域(住民)		○	◎	○	
報道機関等	○	◎		○	
警察等	○	○		◎	

(3) 事件・事故等の状況把握と整理

○当事者や周囲の生徒、地域住民等からの情報確認

- ・ いつ、どこで、誰が、誰と、何を、なぜ、どのように、どうしたか。
- ・ 複数の教職員で調べた場合は互いに照合して正確を期す。
- ・ 事件・事故および学校等の対応を時系列に沿って整理する。

(4) 取材回答内容の確認

○取材等への回答内容の作成・検討

- ・ 事実関係に誤りがないかを確認する。

(他校との関連がある場合は当該学校間で十分に連絡を取り合う)

- ・ 回答しても問題がない内容であるか、必ず確認する。

※ 話してはならないこと

- ①人権に反すること
- ②プライバシーに関すること
- ③警察の捜査に関わること

(5) 報道機関への対応の在り方

○報道機関への対応・窓口は一本化する。(事前に校内で検討する)

- ・学校での取材に対して、文書による協力依頼を行う。

※生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から管理職が判断して依頼

- ・社名、記者名、連絡先等の確認を行う。(名刺の提供依頼等)
- ・取材対応のための場所と報道機関用控え室を提供する。

○回答の留意点

- ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。
- ・不明なことは「現段階ではわからない」と答える。
- ・調査等について決定していないことに関しては即答しない。
- ・事件、事故の再発防止に向けた対策や取り組み案も示せるようにしておく。

(6) 記者会見の設定と開催

○取材要請が多い場合

- ・私学振興室等関係機関と相談して記者会見を開催する。

《記者会見の持ち方(例)》

会場 → 事件・事故発生当日の場合には青丘学院つくば中学校・高等学校で開催。

後日の場合には改めて会場の設定について検討する。

時刻 → 17:00以降(生徒への影響を考慮するとともに、混乱を回避するため)

時間 → 30～40分程度(校長の精神的・身体的負担を考慮)

分担 → 校長・教頭と回答を内容により分担する。事前に役割分担や回答内容を確認しておく。

注意事項 → 本校の特質上、寮生が報道関係者と生徒が許可なく接触することがないように十分注意する。

16 教職員不祥事防止のために

(1) 不祥事発生の傾向

- ①メンタル面での問題や個人的な悩みを抱えている者。
- ②不祥事の予兆の見逃し、予兆を知りながら防止に生かせなかった。
- ③教員と生徒が1対1になる場面で発生している。
- ④管理チェック体制に不備がある。

(2) 不祥事防止に向けた危機管理とは

- ①不祥事発生の危機を予知・回避するための方策を講じること。
- ②不祥事発生時には、被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとること。

（３） 不祥事防止対策

- ①管理職は、日常的に不祥事防止の注意喚起を行う。（打ち合わせ、職員会議）
- ②不祥事をはじめとする些細なことでも、校長・教頭への報告・連絡・相談を徹底する。
- ③予兆の早期発見のため、管理職は教職員の勤務状況・健康状況を点検する。
- ④定期的及び必要に応じて職員に「コンプライアンスチェック」を実施して、再確認を促す。
- ⑤宿泊を伴う学校行事や日常の生徒指導において、複数の教員が関わり指導にあたる。

【飲酒運転の防止策】

- ・ 校長は、アルコール依存症が疑われる教職員がいる場合、自家用車通勤を認めない。
- ・ 飲酒運転チェックを定期的実施し、校長・教頭は帰宅手段の確認をする。

【体罰の防止】

- ・ 体罰防止の研修を行うなど、体罰は人権侵害であることを再認識させる。

【わいせつ行為の防止】

- ・ わいせつ行為は、生徒の人権・人格を著しく侵害する悪質な犯罪である事を強く認識させる。
- ・ 宿泊を伴う学校行事での生徒の見回りは、生徒と同性の教職員との分担で行い、終了後は責任者に報告する。
- ・ 密室での生徒への指導は、原則として複数の教員で行う。
- ・ セクハラ防止の意識を高めるための啓発を継続的に行う。

【個人情報紛失の防止策】

- ・ 個人情報は学校から持ち出さない。（安易にメモリー等で家に持ち帰らない）
- ・ 個人情報の適正な取り扱いについての研修を実施する。（セキュリティの徹底）
- ・ 不要になった個人情報は完全に消去する。

【公金着服の防止策】

- ・ 不正防止と不正の早期発見のために、同一の者に長期間、同一の会計を担当させない。

17 けがや病気の応急手当の例

◎ 以下は応急の処置であり、医師の診察を受けさせることが基本

※ 発見者は協力者を求める。(一人では対応しない) 養護教諭や管理職不在の場合で、処置の判断に迷ったら学校医に連絡し救急車を要請の可否について相談する。

【水泳・長距離走指導中の事故】

- 寝かせた後、毛布等で保温する。
- 意識、呼吸、心拍の有無を確認する。

意識があり、呼吸が十分な場合

保温に留意しつつ、保健室に移動するなどして安静を保つ。

意識がなく呼吸停止、心停止の場合

即座に人工呼吸および心臓マッサージを実施する。
原因の如何に関わらず、**至急に救急車を要請**し、その場で心肺蘇生を施す。
当該生徒の保護者に連絡する。
私学振興室等関係機関にも現状を報告する。

【AED（除細動器）の使い方】

○確認すること

意識や反応がない
正常な呼吸がない

→ AED（除細動器）を使用する

救急車を要請する

AED（除細動器）を取りに行っている間、人工呼吸と心臓マッサージを繰り返す AED（除細動器）の取り扱い

- ① ハンドルを引く（自動的に電源が入る）
- ② 身体の皮膚に直接パッドを「装着」。(心臓をはさむよう対角に装着する)
- ③ 使用準備ランプ（緑のランプが点滅する）
- ④ 電源ON／OFFボタン（緑のボタンを押す。切るには緑のボタンを1秒間押し続ける）
- ⑤ iボタン（青のiボタンは押すことにより、情報を参照できる場合に点滅する）
- ⑥ 注意ランプ（三角のランプは心電図の解析中は点滅、ショックが必要と判断された時は点滅して、体に触れないように注意を促す）
- ⑦ ショック・ボタン（ショックを実行するよう指示された場合、点滅するオレンジのボタン → 雷マークを押す）

【心肺蘇生法】

○人工呼吸

- ・気道の確保→頭部後屈などにより顎を上げ、舌根が下がらないようにして気道を確保する。
- ・顎が上がらない場合は首の下に枕状にしたタオル等を入れて対応する。
- ・呼吸をしているか再確認する。していない場合は人工呼吸を行う。
- ・異物の除去→口中に異物がある場合には、布を巻いた指で異物をかき出す。
- ・人工呼吸の実施

①鼻をつまんで空気が漏れるのを防ぐ。

②口を大きく開いて当該生徒の口を覆い、息を吹き込み、胸壁が上がることを確認。→2回

③口を離して胸壁が沈むのを確認する。反応（自力で呼吸する、咳をする、動きがある）があれば様子を見る。

④呼吸が不十分、あるいは呼吸がない、などの場合には人工呼吸を続ける。

⑤3～5秒間に1回の割合（1分間に20回程度）で行う。

⑥十分な呼吸や拒否するような動きが見えたら中止する。

この方法については新型コロナウイルス感染症の感染が完全に終息し、科学的な根拠に基づき安全が証明されるまでの間はその可否については慎重に判断することとする。

○心臓マッサージ

①当該生徒を水平でやや固めの場所に仰向けに寝かせる。（座布団などで下肢をやや高くする）

②片手の手のひらの付け根を肋骨の下部に載せ、もう片方の手を重ねる。胸の剣状突起よりやや上部に載せる。（胸骨上部では肋骨骨折の危険性がある）

③肘を伸ばして体重をかけるように押す。数cmの沈み込みが必要となる。

※人工呼吸と心臓マッサージを同時に行う場合 ・人工呼吸を2回、心臓マッサージを30回の割合で行う。

・循環のサイン（呼吸の反応など）がなければ、医師または救急隊員が到着するまで続ける。

【骨折・捻挫・打撲】

○動いて痛みが増強するか、腫れがあるか、顔色は悪くないか。

①痛みが増強しない。腫れがない。顔色は悪くない。→骨折の可能性は低い。

- ・受傷部にガーゼを当て、氷嚢などで冷やす。
- ・湿布薬を当て、伸縮包帯などで関節が動かないように固定する。

②痛みが増す。腫れがある。部位が紫色に変色している。顔色が悪い。

- ・骨折の可能性が高い→部位を固定して病院へ。
- ・副え木をガーゼ等で包み、皮膚を刺激しないように工夫してから、患部を固定する。
- ・患部に傷口がある場合には感染に注意し、滅菌ガーゼを重ねたもので包帯する。
- ・患部に負担がかからないように配慮しながら病院に連れて行く。

※絶対に患部をもんだりさすったりしない。

捻挫と判断しても、腫れが見られる場合や翌日に痛みがひどい場合は、必ず医師の診察を受けさせる。

【切り傷・刺し傷の止血】

○局所圧迫法（通常の方法）

- ・ 静脈や毛細血管からの止血に適用。傷の上に厚手の滅菌ガーゼ等を当て、やや強めに包帯する。

○緊縛法

- ・ 動脈からの出血等で傷が四肢の場合に適用。（壊死の危険を伴うので緊急事態時のみ行う）
- ・ 傷の中枢側を止血帯で一回縛る。短い棒（鉛筆等）を結び目に置き、さらに縛る。最後に棒を ねじって止血帯を締め、緊縛する。

【薬品による事故】

- ・ 速やかに水道の水で洗い流す。（15～20分程度）
- ・ 身体の部位（ひざなど）によってはシャワーや水道のホースから水をかける。
- ・ 薬品の付着した衣服類はハサミで切り落とす。（脱がせると薬品が付着し、受傷面積が広がる）
- ・ 熱を持っている場合は受傷部にガーゼを当て、氷嚢などで冷やす。

【てんかんやけいれん】

○熱はあるか。脈拍は力強い。呼吸は速くないか。

①熱がない。脈は力強い。意識がないか低い。

- ・ 安全な場所に寝かせ、気道の確保を行う。（首を横に向ける）

②熱がない。脈は力強い。呼吸が速い。意識はある。→過換気症候群の可能性

- ・ 心配しないことを伝え、安心させる。
- ・ 容量が 10 リットル程度の紙袋を口に当て、袋の中の空気だけで呼吸させる。

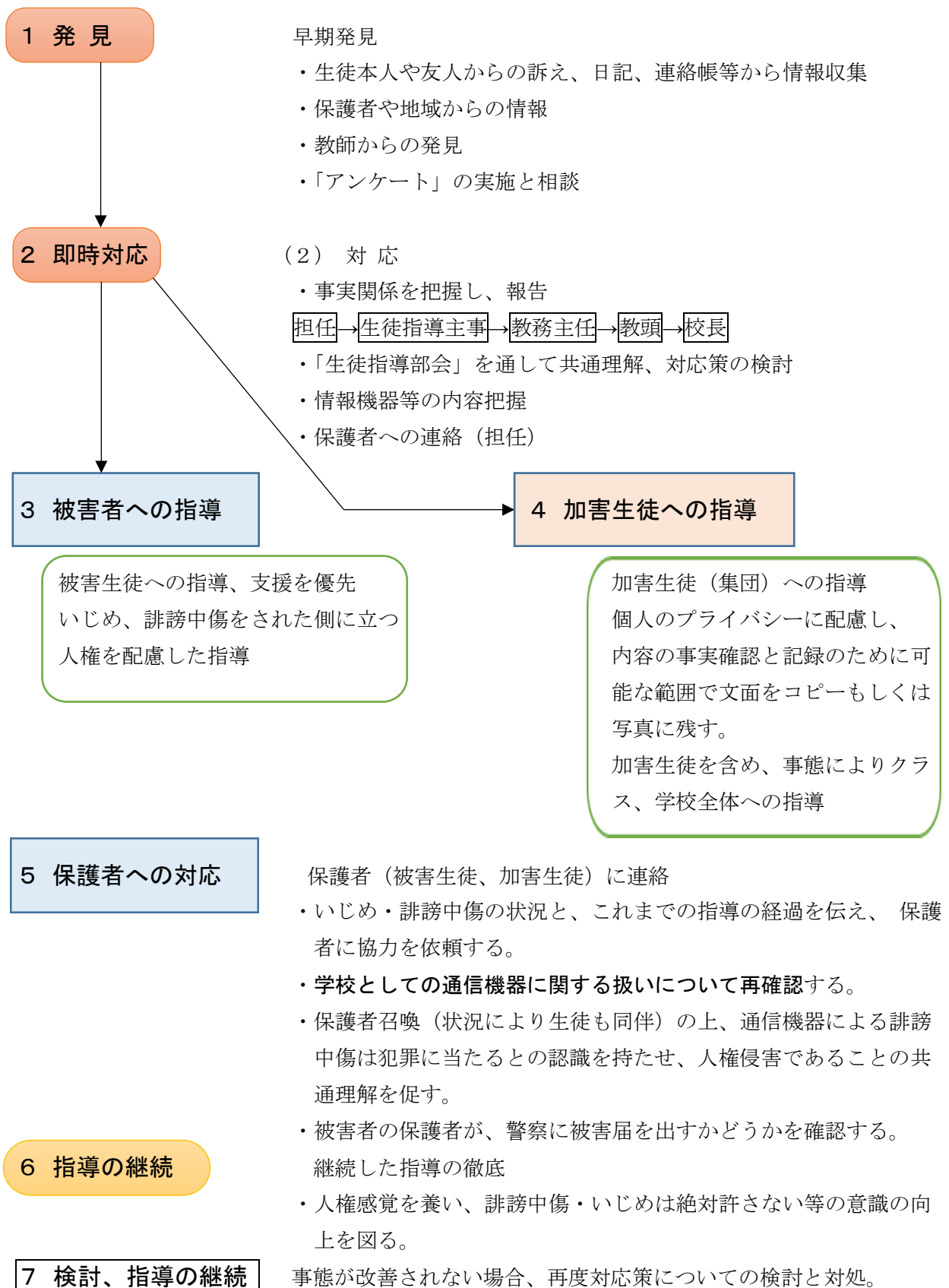
③熱がある。けいれんが続いている。

- ・ 発熱に対する処置（氷嚢で冷却等）を行い、至急に病院へ連れて行く。

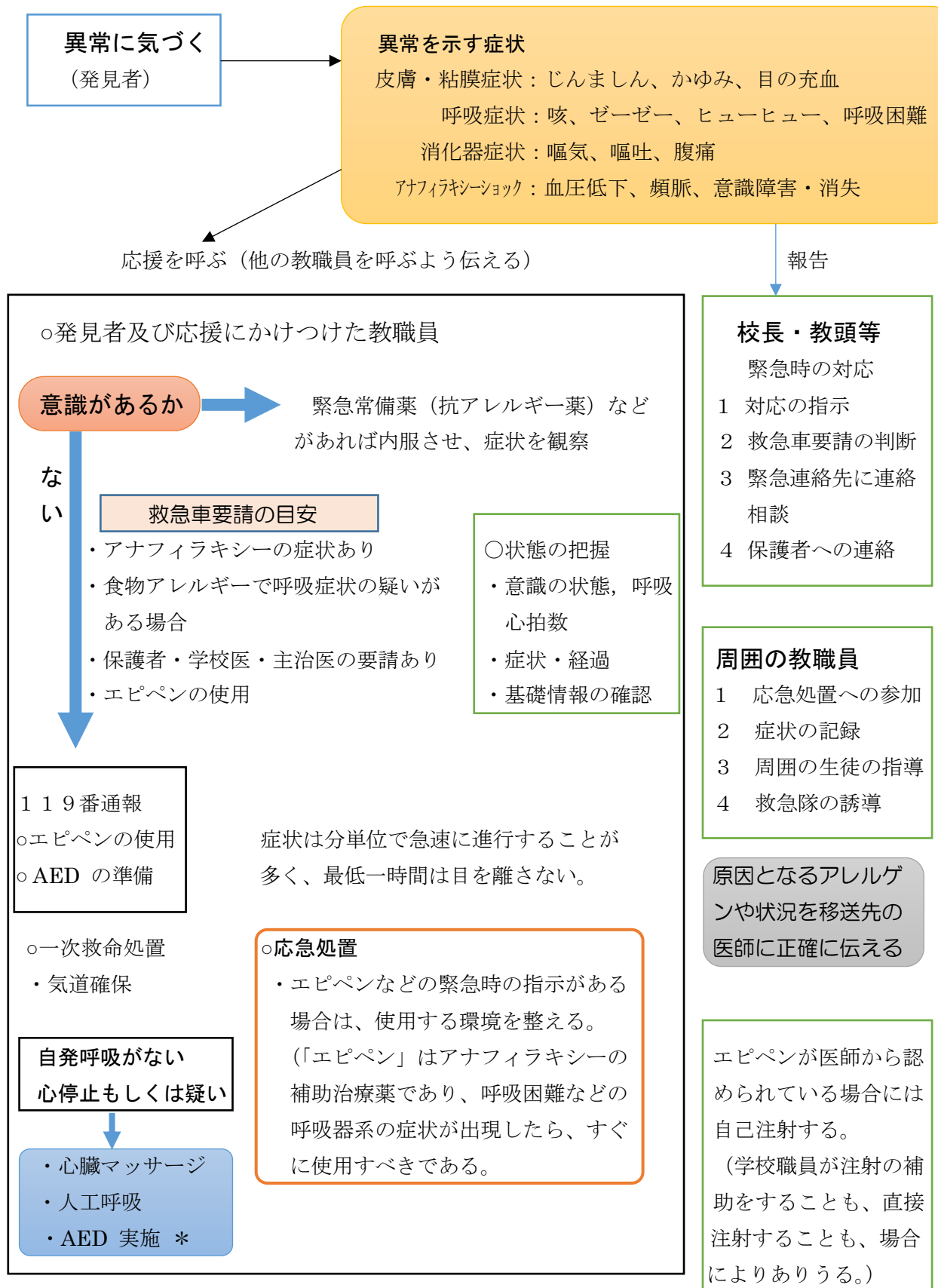
【貧血】

- ・ 涼しい場所に移動し、脚部を頭より高い位置に上げる。
- ・ ベルト等をゆるめ、楽な姿勢にして安静にする。

18 情報機器（携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等）における いじめ・誹謗中傷等の対応



19 アレルギー症状への緊急時の対応



20 熱中症をふせぐために（改訂版追加部分）

熱中症対策の詳細については令和3年5月環境省・文部科学省による「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（以下「手引き」）

（https://www.mext.go.jp/content/210528-mxt_kyousei01-000015427_02.pdf）を参照することとし、当項は危機管理の観点から手引きの内容を踏まえ以下の3点について本校教職員に対処の一助となるよう方針を提示する。

20-1 熱中症とは

20-2 熱中症の予防策

20-1 熱中症とは

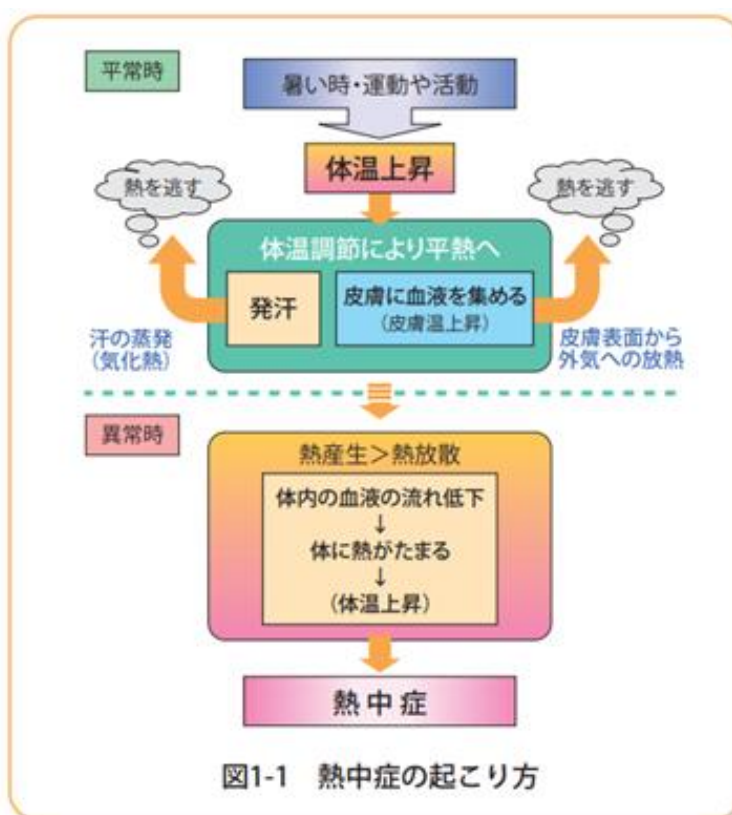
私たちの体は、運動や体の営みによって常に熱が産生されるので、暑熱環境下でも、異常な体温上昇を抑えるための効率的な体温調節機能が備わっています。暑い時には、自律神経を介して末梢血管が拡張します。そのため皮膚に多くの血液が分布し、外気への放熱により体温低下を図ることができます。

また汗をかくことで、「汗の蒸発」に伴って熱が奪われる（気化熱）ことから体温の低下に役立ちます。汗は体にある水分を原料にして皮膚の表面に分泌されます。このメカニズムも自律神経の働きによります。

このように私たちの体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動すること、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウムなど）が失われるなどの脱水状態になることに対して、体が適切に対処できなければ、筋肉のこむら返りや失神（いわゆる脳貧血：脳への血流が一時的に滞る現象）を起こします。そして、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れてしまえば、体温が急激に上昇します。このような状態が熱中症です。（図1-1）

（手引き）環境省 熱中症環境保健マニュアル 2018

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_1-2.pdf



熱中症を引き起こす要因（図 1-2）（出典：環境省 1）

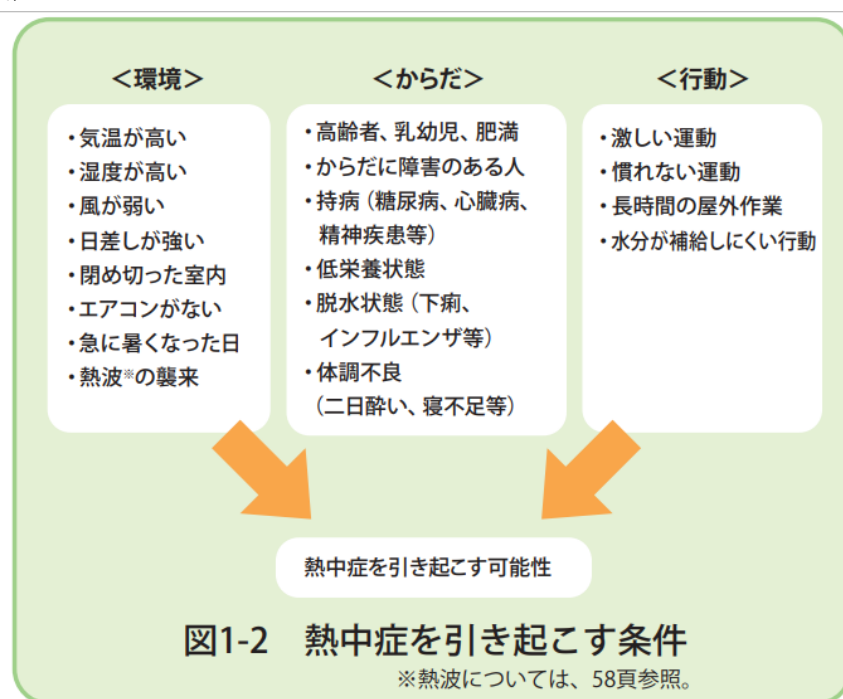
熱中症の症状及び重病度分類 熱中症は、「暑熱環境にさらされた」状況下での体調不良です。

軽症の場合「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などを生じますが、意識ははっきりしています。

中等症では、全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢等の症状が見られます。このような症状が現れた場合には、直ちに医療機関へ搬送する必要があります。

重症では高体温に加え意識障害がみられます。けいれん、肝障害や腎障害も合併し、最悪の場合には死亡する場合があります。

熱中症の症状には、典型的な症状が存在しません。暑さの中にいて具体が悪くなった場合には、まず、熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関へ搬送するなどの措置を講じるようにします。図 1-2 日本救急医学会熱中症分類（出典：日本救急医学会 2 を改変）



20-2 熱中症の予防策

熱中症は生命にかかわる病気です。学校においても、毎年、熱中症が発生し、不幸にも死亡してしまった例も少なからずあります。

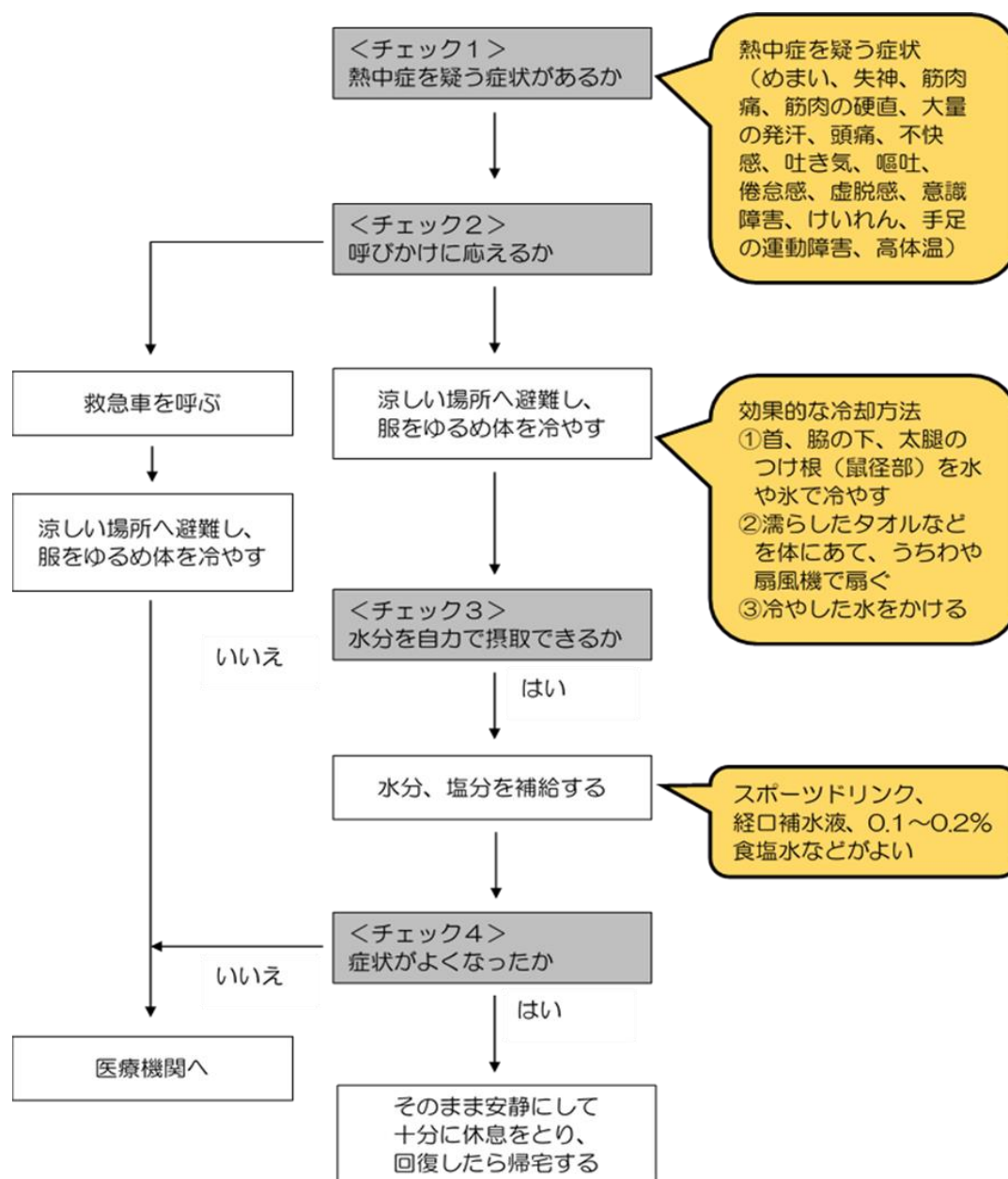
しかし、熱中症は、予防法を知っていれば、発生や悪化させることを防ぐことができます。日常生活における予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本です。そのため、まず大切なのは、暑い環境下に長時間 いることを避けることです。学校生活の中では体育・スポーツ活動において熱中症を発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高くない環境下でも熱中症を引き起こすことがあります。暑くないから大丈夫と思うのではなく、活動中の児童や生徒の状態をよく

観察して、異常がないかを確認することが大切です。

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」では、体育・スポーツ活動における熱中症予防原則として、以下の5つを挙げています。

＜熱中症予防の原則＞

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
2. 暑さに徐々に慣らしていくこと
3. 個人の条件を考慮すること
4. 服装に気を付けること
5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること



理事長	校 長	教 頭	養護教諭	担任	初期対応者

■ 事故報告書(救急時記錄表)

傷病者	中・高 年	氏名		性別	男・女
発生日時	年 月 日 曜日 時 分頃			発生場所	
事故発生状況	何をしていたか				
	どうなったか				
救急車手配時間	時 分		救急車到着時間	時 分	
救急車同乗車氏名	時 分		家庭連絡時刻	時 分	

意識	はっきり・ぼんやり・意識なし ※参考:意識障害のレベルⅢ-3-9度方式()		
ショック症状	なし ・ あり : 顔面蒼白 ・ 冷や汗 ・ あくび ・ その他()		
出血	なし ・ あり : 大量 ・ 少量 ・ 部位() ・ その他()		
呼吸	回/分	正常 ・ 異状 : 頻呼吸 ・ 徐呼吸 ・ いびき ・ その他()	
脈	回/分	整 ・ 不整 : 頻脈 ・ 徐脈 ・ 微弱 ・ その他()	
体温	℃	血圧	/ mmHg
顔色	正常 ・ 異常 : 潮紅・蒼白・チアノーゼ・発疹・その他()		
瞳孔	正常 ・ 異常 : 瞳孔拡大(約4mm以上) ・ 瞳孔縮小(約2mm以下) ・ 左右不同 ・ その他()		
その他	斜視 ・ 眼球振とう ・ その他()		
けいれん	なし ・ あり : 部位 (全身 ・ 手足) ・ 持続時間 (程度) 舌をかんで出血 ・ あわをふいている ・ その他()		
疼痛	なし ・ あり : 部位()・程度()・ その他()		
外傷	なし ・ あり : 部位()・程度()・ その他()		
手足	麻痺 ・ しびれ ・ 骨折の部位 () ・ 変形の有・無 ・ 冷感 ・ その他()		
その他	嘔吐 ・ 失禁 (便 ・ 尿) ・ 不穏 ・ その他()		
自覚症状	吐き気 ・ 視力低下 ・ 複視(ものが二重に見える) ・ その他()		
処置	気道確保 ・ 人工呼吸 ・ 胸骨圧迫 ・ AED ・ 止血 ・ 異物除去 ・ 保温 ・ 冷やす ・ 衣服をゆるめる ・ 体位 ・ 手足のマッサージ ・ その他()		

「体罰の根絶に向けて」

◎ 以下のセルフチェックシートの該当項目に○を付け、自己評価してみましょう。

No	設 問	ある	ない
1	体罰は「愛の鞭」であり、時と場合によってはあり得ると考えること。		
2	「自分自身も、体罰によって成長できた面がある」という考えで、指導を行うこと。		
3	生徒(子ども)を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度を取ったりすること。		
4	生徒(子ども)の弁明も聞かず、頭ごなしに叱ること。		
5	かっとなったり、興奮したりして、人格を否定するような言葉をかけてしまうこと。		
6	生徒(子ども)の日ごろの身なりや行動を引き合いに出したり、誰かと比較したりして指導すること。		
7	生徒(子ども)を固定的に捉え、性格や特長などを決めつけて指導すること。		
8	生徒(子ども)の障害等の理解不十分さから、冷静さを欠いた指導をすること。		
9	自分の指導を振り返ることが少なく、自分本位な指導に陥りがちな傾向。		
10	ペナルティを課す、連帯責任を取らせる等の指導方法になりがち。		
11	部活動等で、成績や結果だけを求めようとする指導になりがち。		
12	他の教師(親)より「劣っている」と思われたくないという気持ちが強い。		
13	指導上の悩みを同僚や知人に打ち明ける事に抵抗がある。		
14	体罰をしている同僚や知人を見ても、黙って見過ごしてしまう傾向。		
15	指導上の悩みを、同僚に打ち明けにくい職場の雰囲気。(以下校内体制について)		
16	生徒指導を一部の教職員に任せきりにしていると感ずること。		
17	体罰等が起きた場合、上司への報告・連絡・相談体制が機能しにくい状況。		
18	体罰等が起きた場合、生徒が相談しにくい雰囲気があると感ずる。		

※「ある」に、○が

10以上付いた人は、自身の人権感覚や指導方法の見直しが必要。

5以上付いた人は、職場環境で気になる点や心配な点を確認しましょう。

体罰防止のために

- 1 体罰は、理由の如何を問わず絶対に行ってはならない行為であることを再確認する。
- 2 常に、人権感覚や指導方法の見直しを図り、指導力向上のための自己研鑽に努める。
- 3 生徒指導上の問題等、一人で抱え込まずに、組織や地域で対応できる体制を創る。